HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	著作権概論
Author(s)	北海道大学附属図書館システム管理担当
Relation	北海道地区機関リポジトリ実務担当者研修「出版社の著作権ポリシーを読む」. 平成28年12月2日（金）, 北海道大学附属図書館.
Issue Date	2016-12-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63901
Type	learning object
File Information	chosakuken_gairon.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

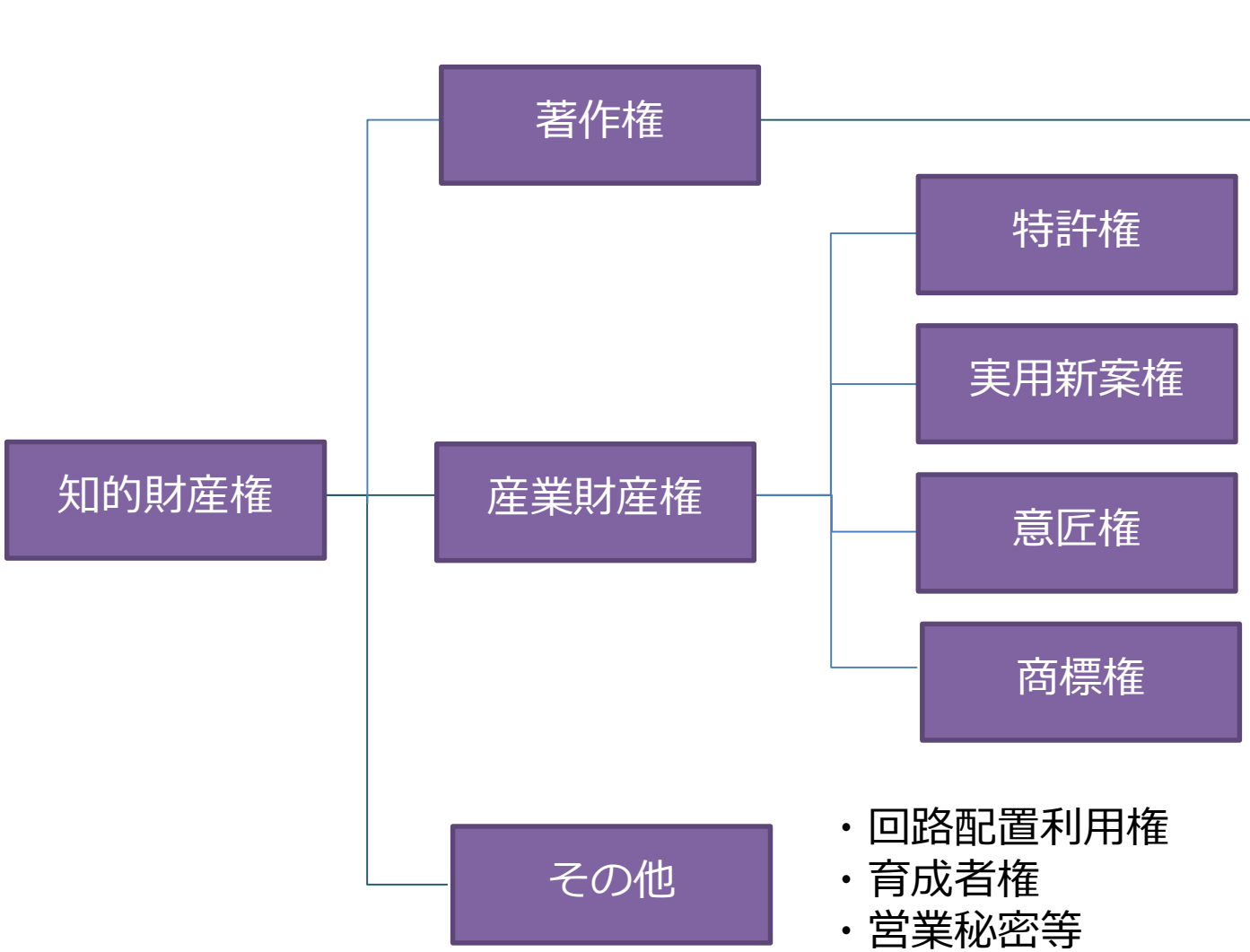
北海道地区機関リポジトリ実務担当者研修
「出版社の著作権ポリシーを読む」

著作権概論

北海道大学附属図書館　学術システム課　システム管理担当
平成28年12月2日

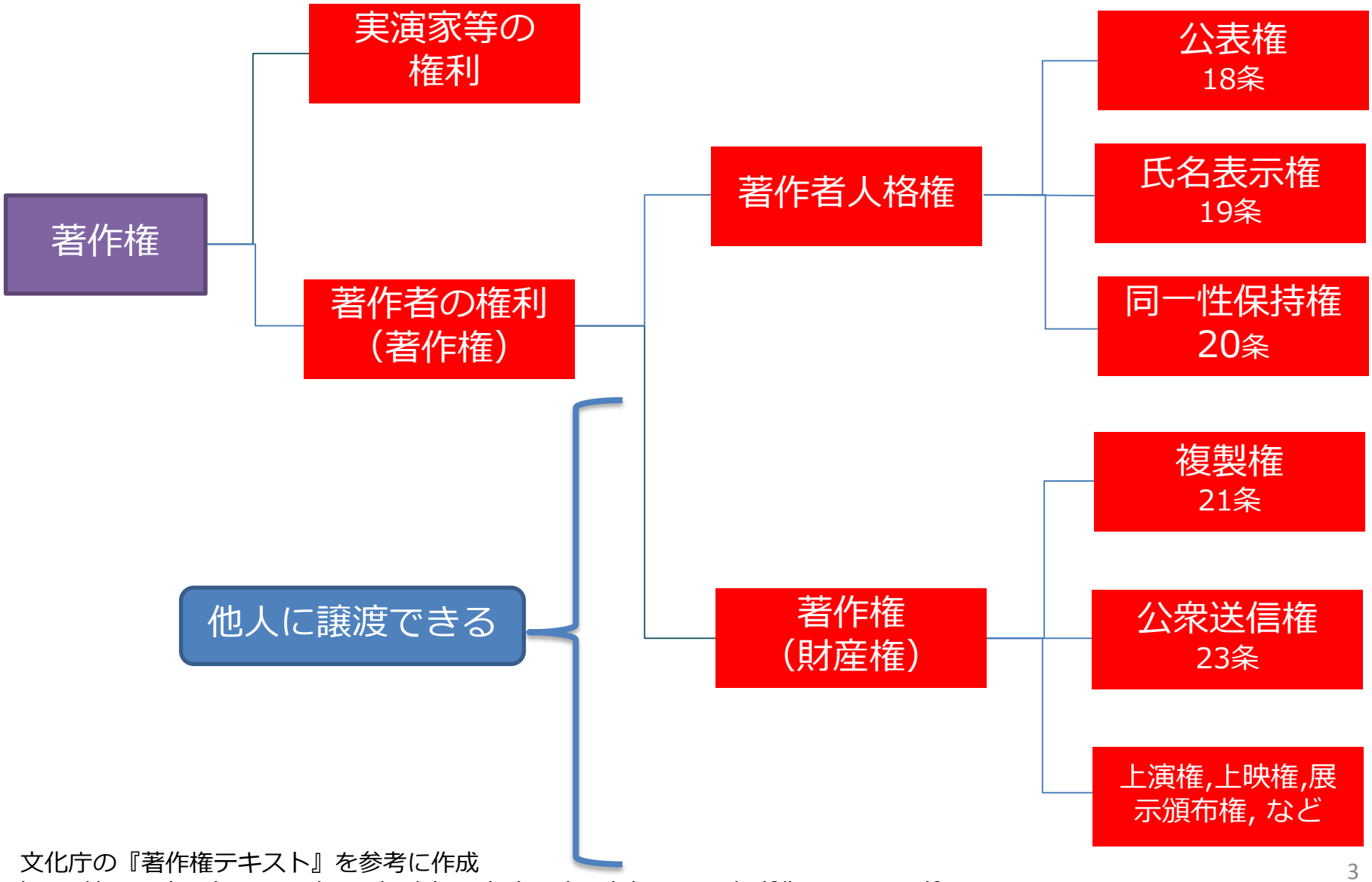
著作権とは　①知的財産権のうちのひとつ！

文化庁のホームページ『著作権テキスト』を参考に作成
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/28_text.pdf



- 回路配置利用権
- 育成者権
- 営業秘密等

著作権とは　②広義の著作権と狭義の著作権がある



文化庁の『著作権テキスト』を参考に作成
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/h28_text.pdf

機関リポジトリに関連する著作権①著作権法

第二十一条：複製権

印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること

第二十三条：公衆送信権（自動公衆送信における送信可能化）

公衆送信：公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信……を行うこと
自動公衆送信：公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（放送又は有線放送に該当するものを除く。）をいう。

第六十三条：著作物の利用の許諾

第六十五条2項：共有著作権の行使

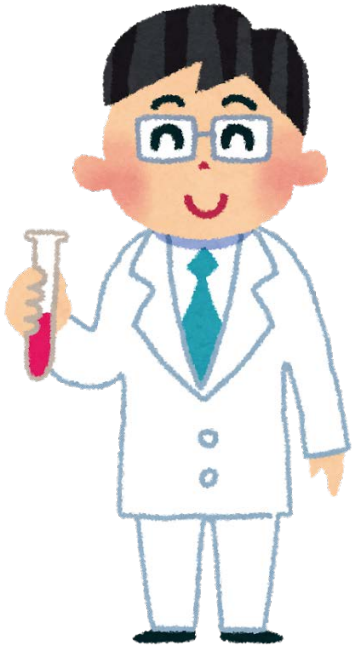
いずれも著作権法より。用語の説明は著作権法第二条各項より

大学図書館における機関リポジトリ業務のおさらい

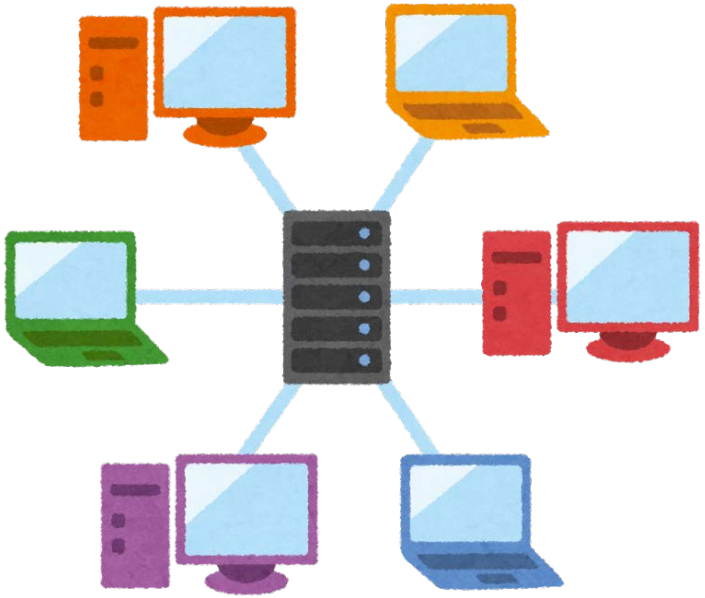
論文を書いたので、機関リポジトリに掲載してください。

機関リポジトリのサーバに保存

利用者のアクセスに応じて、サーバから論文ファイルを自動で送信







著者から論文を提供してもらう

<u>著者の代わりに</u>図書館員がサーバに保存し、誰からでも見られる状態にする

機関リポジトリに関連する著作権②複製権と公衆送信権

第二十一条

(複製権) 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する

第二十三条

(公衆送信権)：著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する

つまり…
コピーする権利もインターネットで公開する権利も著作者のみが持っている

ゆえに図書館が著作者に代わってリポジトリ登録＋公開するには、複製権・公衆送信権の許諾が必要

第六十三条

著作権者は、他人に対し、その著作物の**利用を許諾することができる。**
（第5項：第一項の許諾を得た者が、……行う当該著作物の送信可能化については、第二十三条第一項の規定は、適用しない。
→ **許諾があればインターネットで公開してよい**）

機関リポジトリに関連する著作権　③共有著作権

論文は複数人で執筆されることが多い。

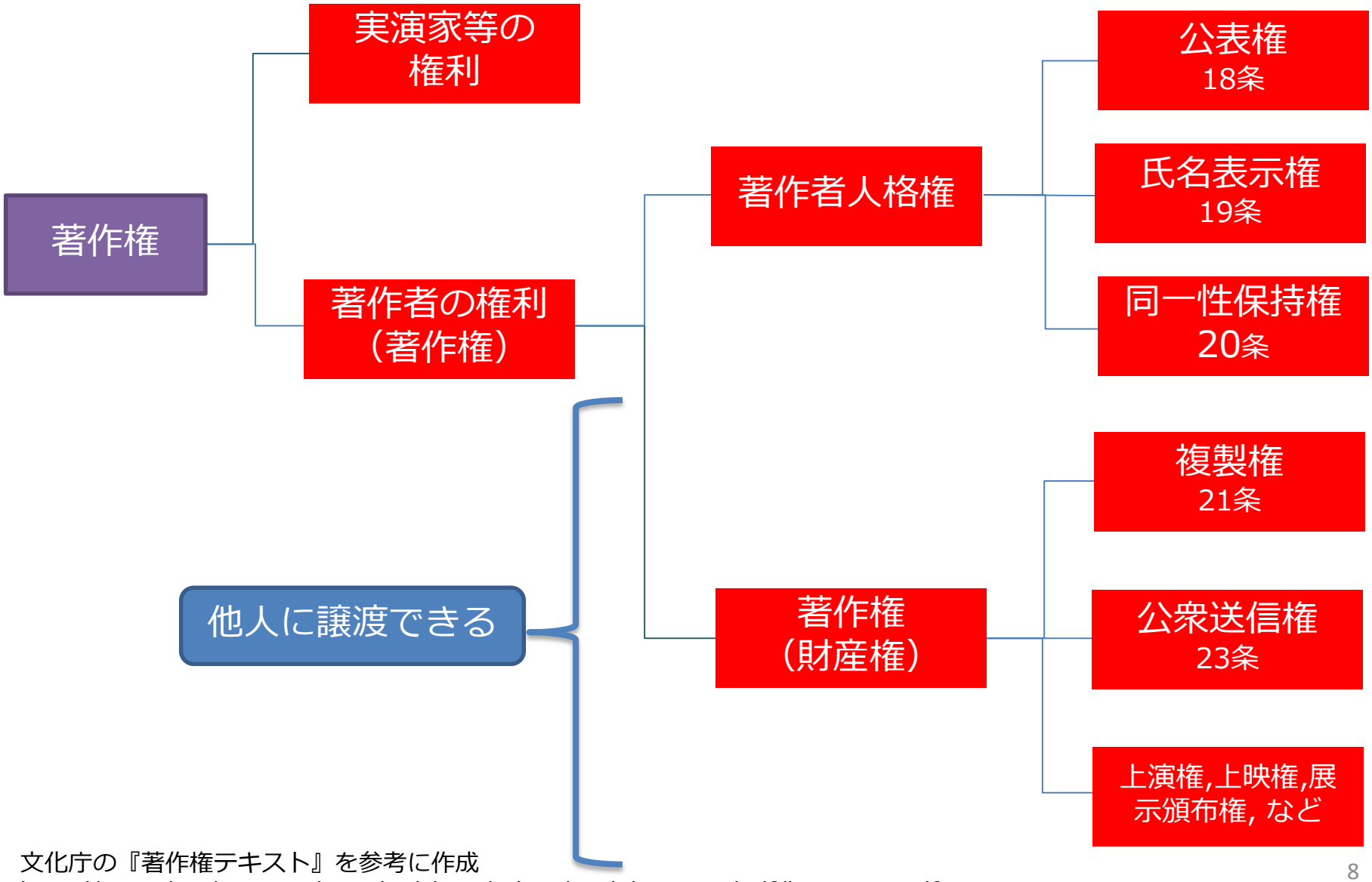
第六十五条 第2項

(共有著作権*1の行使)
共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、 行使することができない

*1 同著作物の著作権その他共有に係る著作権

学外研究者も含めた,その論文に関わったすべての著作者の許諾が必要

おさらい



文化庁の『著作権テキスト』を参考に作成
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/h28_text.pdf

著作権の譲渡　①著作者と著作権者

学術誌に掲載された論文は出版者に著作権が譲渡されることが多い

↓

著作者
（論文を書いた人）

と

著作権者
（論文の権利を行使できる人）

が常にイコールとは限らない

↓

機関リポジトリに掲載する際には、著作権が誰（どこ）にあるのかを考える必要がある。

著作権の譲渡　②著作権の譲渡の実際

学会誌の投稿規定中での記述（一例）

本学会に投稿される論文等…の著作権は、本学会に最終原稿が投稿された時点から原則として本学会に帰属します。
　　情報処理学会のHP（https://www.ipsj.or.jp/copyright/ronbun/）より

学術雑誌のInformation for Authors中での記述（一例）

Copyright
Upon acceptance of an article, authors will be asked to transfer copyright.
　(著者は論文が受理された時点で、著作権の移譲が求められる)
 This transfer will ensure the widest possible dissemination of information. A form facilitating transfer of copyright will be provided upon acceptance of the manuscript.
 Elsevier Inc.のHP（http://www.cell.com/trends/editorial-policies）より

著作権の譲渡　③Copyright transfer agreement

著作権譲渡契約書 =
Copyright transfer agreement

→著作者と出版社との間で取り交わされる著作権に関する契約書
→著作者が**どんな権利を譲渡するのか、どんな権利を保持しているのか**が書かれている
→出版社のサイトでひな型が公開されている場合もある。

出版者のウェブサイトに掲載されている投稿規定や、Copyright transfer agreement を読んで、著作権が誰（どこ）にあるのかを確認することが大切！

ここまでのまとめ

- 著作権とは知的財産権のうちのひとつであり、その一部を譲渡できる。
- 機関リポジトリにおける著作権を考えるとき、複製権と公衆送信権、共有著作権などを考慮する必要がある
- 論文を学術雑誌に投稿した場合、著作者＝著作権者とは限らない

  →なぜなら、雑誌の投稿規程やCopyright transfer agreementによって、論文を投稿する際等に著作権の移譲が行われるから

著作権ポリシー　①著作権ポリシー

「この論文を機関リポジトリに掲載したい！著作権はどこ？」

↓

著作権が学協会・出版社に譲渡されているとわかった！

↓

移譲先（著作権を持っているところ）から利用許諾が得られれば公開できる！

しかし、膨大な量の論文の利用許諾をいちいち確認するのは非現実的。
そこで注目すべきが・・・

著作権ポリシー：
著作者と出版者の間で著作権に関して、どのような取り決めをおこなっているかのポリシー。機関リポジトリで公開する際の条件などが書かれていることが多い。

学協会・出版社のwebサイトで公開されている場合が多いので、それを読んで機関リポジトリへの公開可否を判断すればよい！
→公開場所の探し方は次の2コマ目でやります

著作権ポリシー　②チェックすべき項目

- **機関リポジトリでの**公開が可能か否か

  セルフアーカイブの中でも、著者個人のHPならOK、イントラネットならOK、別途許諾や連絡が必要などの条件があるので注意

機関リポジトリで公開可能ならば下記の項目をチェック！

- **エンバーゴ**はあるか、あるならば期間は？

  エンバーゴについては次のスライドへ

- **公開できるバージョン**は何か

  著者版、出版社版など。→詳しくは次の次のスライドへ

- その他の条件
  - 出典を記載すること
  - 著作権に関する注記を記載すること
  - DOIを記載すること
  - 雑誌出版社のHP(出版社版)へのリンクを貼ること

  など

著作権ポリシー　③エンバーゴとは？

エンバーゴ embargo（日本語では猶予期間などと訳される）

For subscription articles, an appropriate amount of time is needed for journals to deliver value to subscribing customers before a manuscript becomes available for free to the public. This is called an embargo period……..

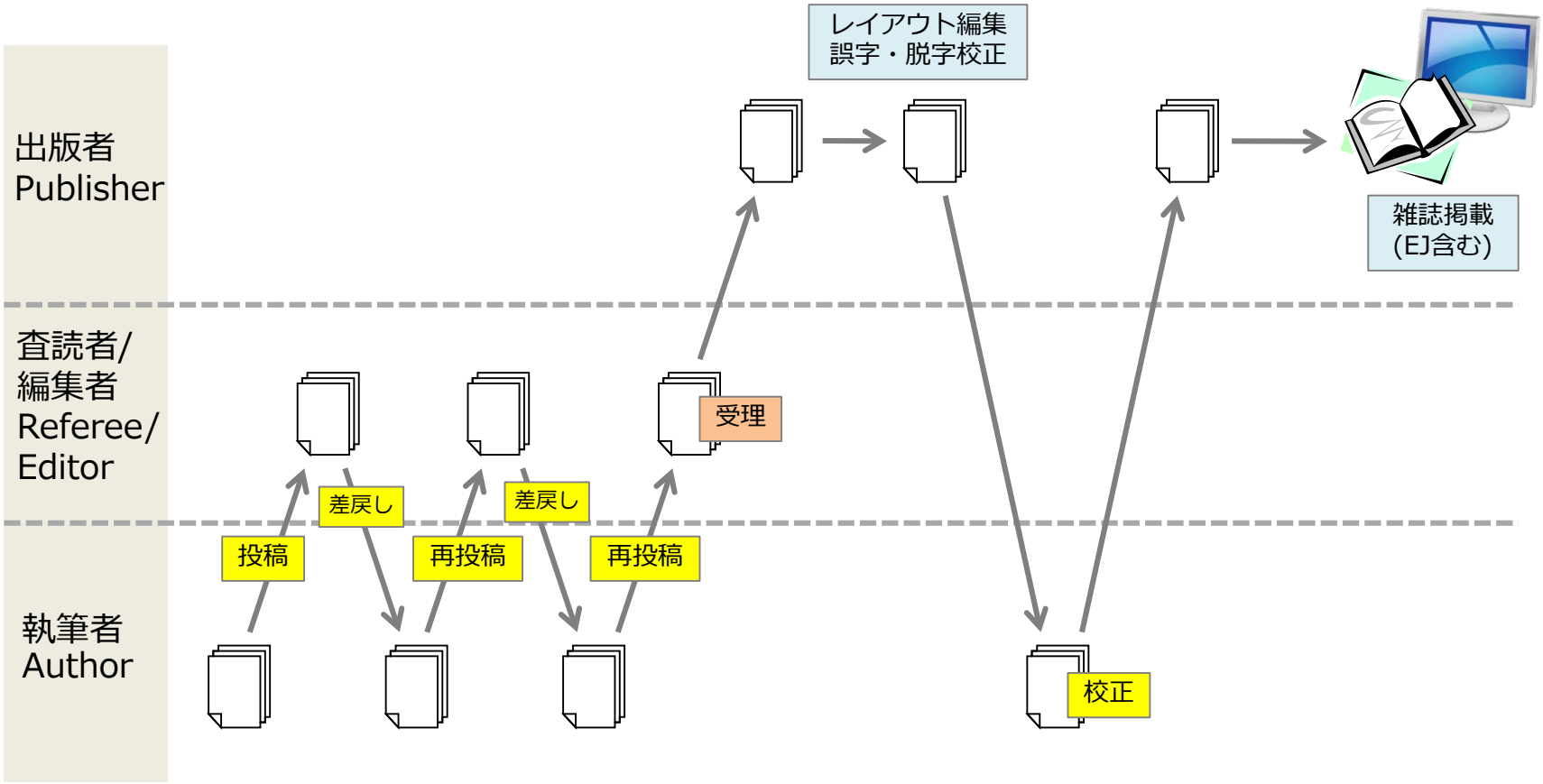
エルゼビアのホームページより
参考URL　https://www.elsevier.com/journals/neuropsychologia/0028-3932/open-access-options　など

訳）購読誌において、購読した人に対するその購読誌の価値を保障するためには、無料で読めるようになるまでに、適切な（非無料公開）期間が必要です。これをエンバーゴと呼びます。

要するに、出版されてからセルフアーカイブをするのが許可されるまでの期間です。出版社や著者、お金を出して買った読者の権利を保障するために設けられています。
機関リポジトリへの掲載はこの期間が過ぎてからにしましょう。

著作権ポリシー　④論文のバージョン(1)

一般的に、学術雑誌に投稿される論文は、何度かの査読（学術誌に投稿された学術論文を専門家が読み、その内容を査定すること*1）と差し戻しを経てから出版にいたります。下の図(*2)は執筆者・査読者・出版者の三者のやりとりのイメージです。



*1　デジタル大辞泉©Shogakukan Inc.　より

*2　DRF　機関リポジトリ新任担当者研修　http://drf.lib.hokudai.ac.jp/drf/index.php?training　より

著作権ポリシー　④論文のバージョン(2)

著者版（author version, pre-print, submitted version, author’s original manuscript/version などなど）：
　　査読前の原稿。いわゆるオリジナル。

著者最終稿(版)（accepted manuscripts(AM), accepted version, post-print）：
　　査読が終わって内容的に確定した版

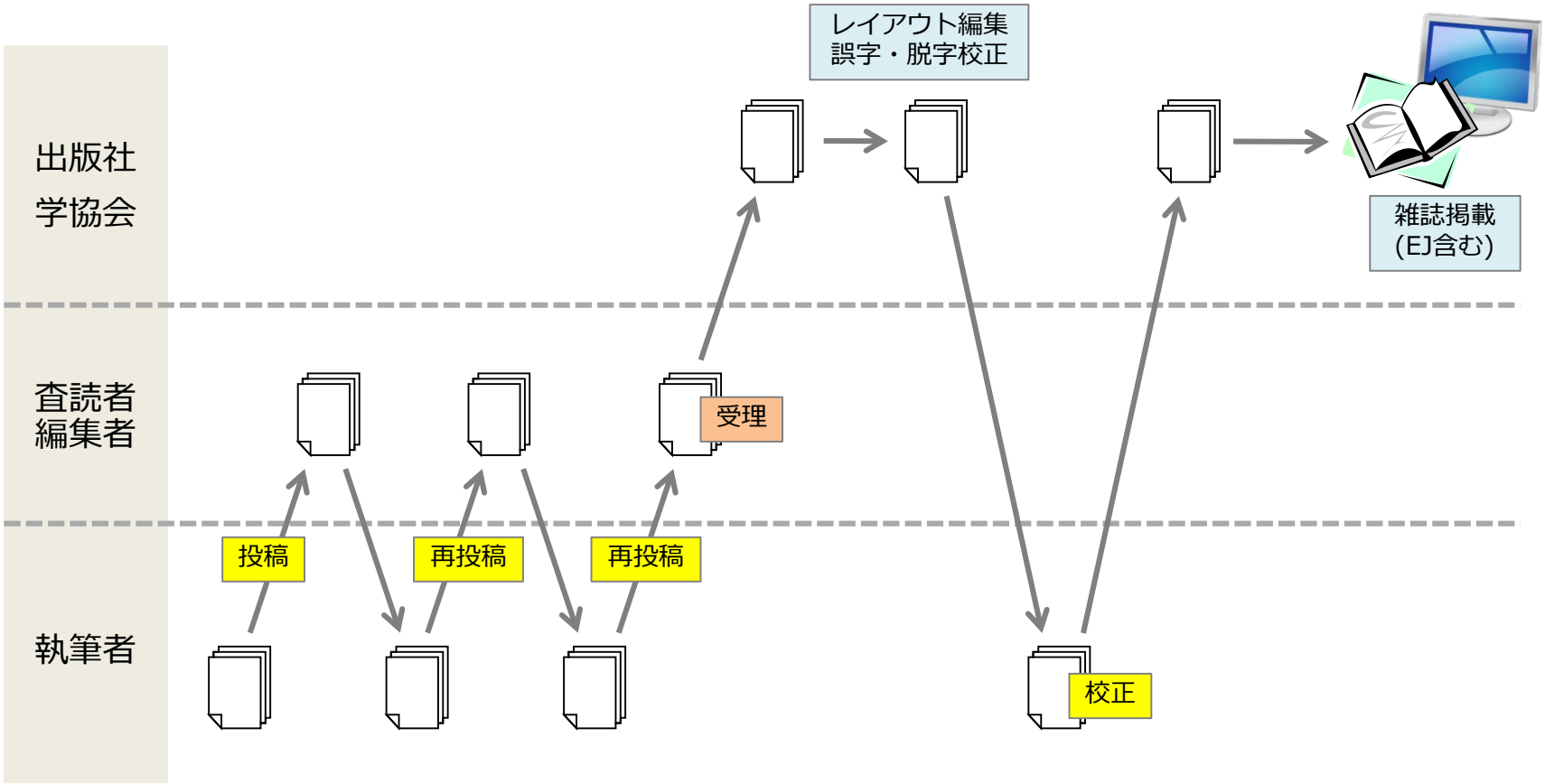
出版者版（publisher(‘s) version / VoR (version of record)）：
　　雑誌に掲載された（レイアウトも整えられた）正式版

※出版者によって呼び方が違うことが多いので注意

著作権ポリシー　④論文のバージョン(4)

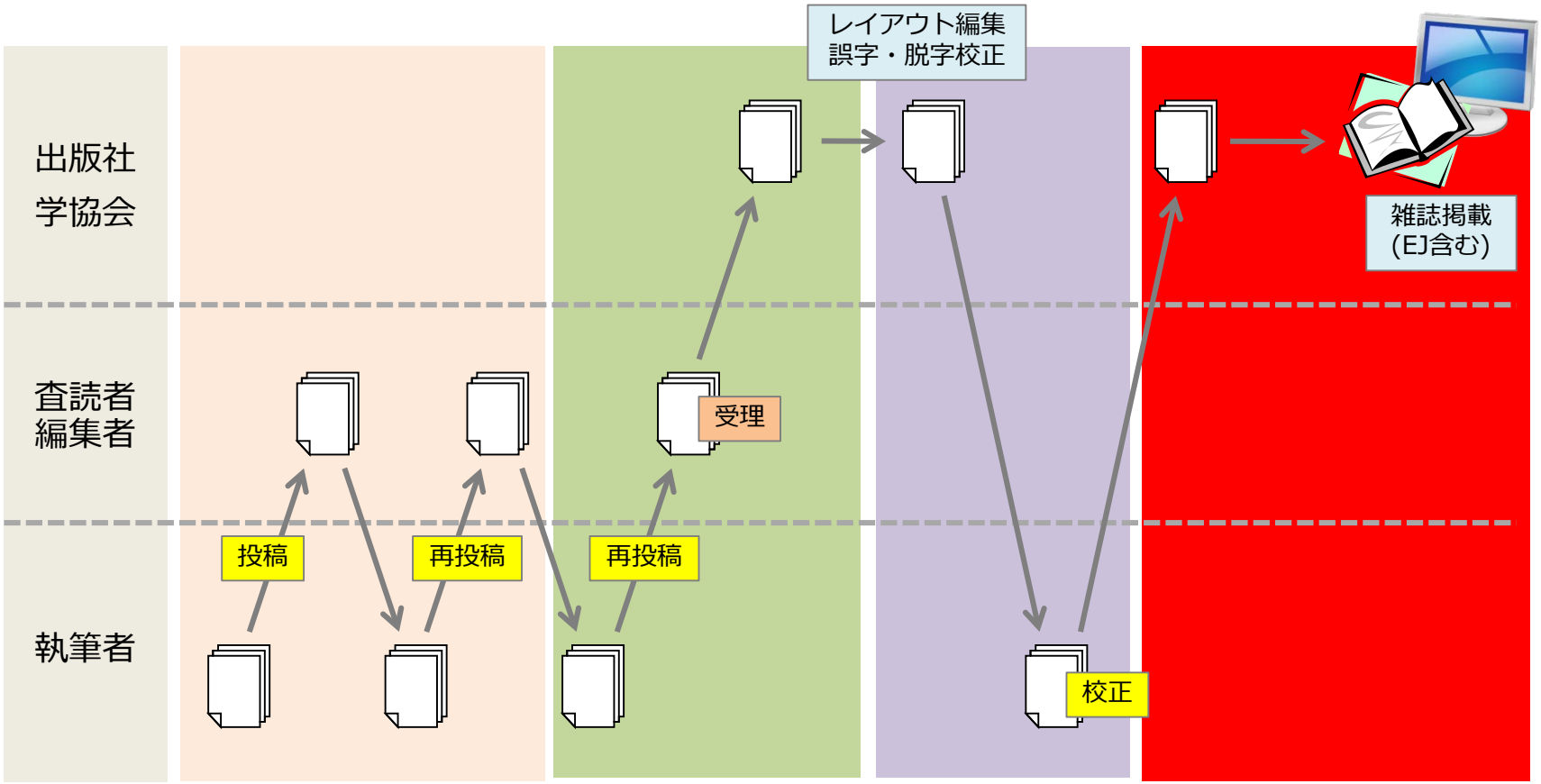
グループワーク

Submitted version, Accepted version, ゲラ刷り, Version of Record の境目を考えよう



著作権ポリシー　⑤論文のバージョン(5)

正解



ここまでのまとめ

- 学術雑誌に掲載された論文を機関リポジトリに掲載するためには、各々の出版社が定める著作権ポリシーを遵守しなければならない

- 著作権ポリシーのチェック項目は主に次の3つに注目する
    1. エンバーゴ期間
    2. その論文の掲載可能なバージョン
    3. その他、リポジトリ掲載ページに記載する文言等

- エンバーゴとはリポジトリへの掲載が可能となる期間である。

- 学術論文のバージョンとしては著者版、著者最終版、出版社版等がある。

著作権ポリシーの確認方法

まずは確認！

著作権譲渡契約書　Copyright transfer agreeement

著作者が持っている場合、見せてもらうなど

雑誌のウェブサイト　→詳しくは次のコマで！

出版者のHPを実際に見て回る

それでもダメなら

直接、学協会・出版社に問合せ

海外出版者への英文メールひな型参考例
http://drf.lib.hokudai.ac.jp/drf/index.php?Documents

著作権ポリシーに関するデータベース

- **SCPJ**（Society Copyright Policies in Japan）
  - **国内学協会**のオープンアクセスに関する方針（著作権ポリシー）について調査，公開しているデータベース（2015年1月現在の登録学協会数は約2,600）
  - http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/

- **SHERPA/RoMEO**
  - 海外出版社のセルフ・アーカイブに関する方針を調査、公開しているデータベース（2015年1月現在の登録出版社数は約1,790）
  - University of Nottingham を中心としたイギリスの高等教育機関で運営
  - http://www.sherpa.ac.uk/romeo/index.php

SCPJ, SHERPA/RoMEOの注意点

SCPJとSHERPA/RoMEOは

あくまでも二次情報。

必ず原典（根拠となる出版者のウェブサイト）にあたること！

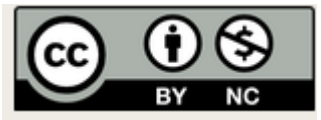
Creative Commons　クリエイティブ・コモンズ

作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツール

https://creativecommons.jp/licenses/ より



実際にはこれらを組み合わせて再利用条件を明示する。例えば



←のマーク【CC-BY-NC】が作品についていれば、その作品は作品のクレジット(出典)を表示し(BY)、なおかつ非営利(NC)であれば再利用してもよい、という著者の意思表示といえる。

ここまでのまとめ

- 著作権ポリシーの調査に有用なwebサイト
  - SCPJ
  - SHERPA/RoMEO
- →ただし、これらは参考にとどめて、必ず情報源（出版社サイト等）を確認すること
- CCライセンスはそのコンテンツを再利用するための条件を著作権者が表明したマーク。

以上が学術雑誌に掲載された論文を機関リポジトリにセルフアーカイブする際に知っておくべき著作権の知識でした。

ここからは博士論文のインターネット公表に関するお話となります。

博士論文のインターネット公表に関するFAQ

グループワーク

下記は博士論文のインターネット公表に関して、よくある質問です。
この質問が来た時の対応をグループで話し合いましょう。

・学術雑誌に掲載する予定のある博士論文をリポジトリで公開してもよいのか。

・すでに学術雑誌に掲載された博士論文をリポジトリで公開してもよいのか。

・博士論文の公開が不可能な「やむを得ない事由」とは、どういうことか。

博士論文のインターネット公表　2

・学位規則の一部を改正
　文部科学省令第5号　平成25年4月1日施行

(論文要旨等の公表)

第八条　大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

改正

インターネットの利用により公表

学位規則の一部を改正する省令の施行について,
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm

博士論文のインターネット公表　2

改正後

第九条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

２（略）

３ 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得て、**インターネットの利用により**行うものとする。

改正前

第九条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から一年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

２（略）

(新設)

全文を公表することができない場合

博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、大学の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
（学位規則第9条第2項）

やむを得ない事由の例（24文科高第937号 高等教育局長通知）

① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合。

② 博士論文が、**著作権保護**、**個人情報保護等**の理由により、博士の学位授与された日から**1年を超えて**インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合。

③ 出版刊行，**多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載，特許の申請等との関係**で，インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が，博士の学位を授与された日から**1年を超えて**生じる場合。

博士論文のインターネット公表に関するFAQ

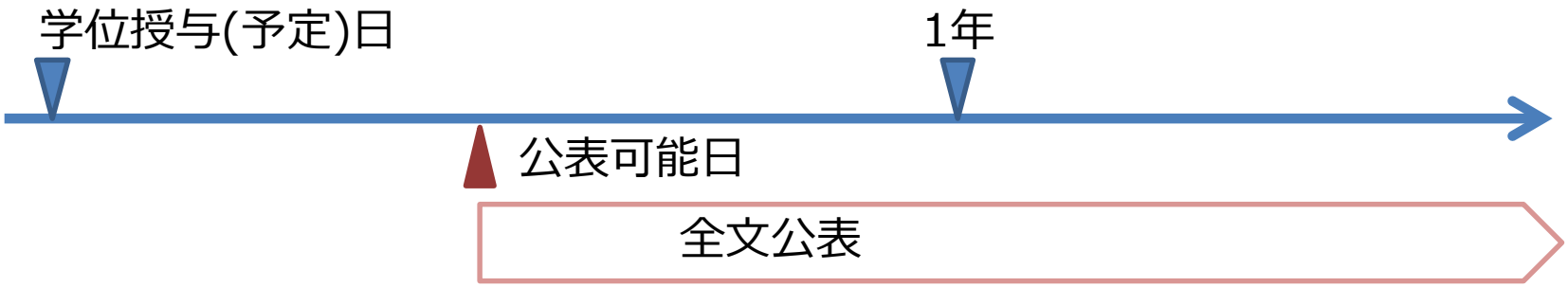
・学術雑誌に掲載する予定のある博士論文をリポジトリで公開してもよいのか。

・すでに学術雑誌に掲載された博士論文をリポジトリで公開してもよいのか。

・博士論文の公開が不可能な「やむを得ない事由」とは、どういうことか。

全文に代わる要約の公表

①「公表可能日」（やむを得ない事由が解消）が，
学位授与(予定)日から1年以内の場合：要約は**不要**



②「公表可能日」が，学位授与(予定)日から1年を超える場合：**要約公表**



ここまでのまとめ

・博士論文はインターネットにより全文を公表しなければならない

・全文を公表できない「やむをえない事由」がある場合は、要約したものを公表することで免除される

「やむをえない事由」とは

1. 立体形状による表現等、インターネット公表が技術的に困難な場合
2. 著作権保護、個人情報保護等の理由で1年を超えて不可能な場合
3. 学術雑誌への多重投稿問題、特許申請など著者が不利益を被る場合

・公表時に特に注意する確認事項としては

- 過去に発表した学術雑誌論文等を博士論文に含む場合（著作権保護）
- 今後博士論文の内容を学術誌へ投稿・出版する場合
- 他者の著作物の引用、転載を適切に（著作権保護）
- 個人情報、プライバシー（個人情報保護）

もっと学びたい人へ

参考文献

- 「機関リポジトリと著作権Q&A」黒澤節男（広島大学）
→ http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00023065

- 「博士論文と著作権」東京大学情報システム部情報基盤課学術情報チーム
→ http://hdl.handle.net/2261/55511

関連サイト

- DRF デジタルリポジトリ連合
→ http://drf.lib.hokudai.ac.jp/
→ （研修関連） http://drf.lib.hokudai.ac.jp/drf/index.php?training

- クリエイティブコモンズ
→ https://creativecommons.jp/